

令和 7 年度

三方原用水二期農業水利事業

導水幹線水路改修工事（1 号分水工他）

特 別 仕 様 書

【当初】

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

項 目	内 容
第 1 章 総則	三方原用水二期農業水利事業導水幹線水路改修工事(1号分木工他)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
第 2 章 工事内容	
1. 目的	本工事は、国営三方原二期土地改良事業計画に基づき1号分木工の改修、6号開渠の耐震補強をするものである。
2. 工事場所	静岡県浜松市浜名区尾野地内
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 1号分木工改修 1箇所 6号開渠耐震補強 水路延長 L=177.615m 施工始点 測点No. 157+1.045 施工終点 測点No. 158+14.380 施工始点 測点No. 163+20.320 施工終点 測点No. 163+84.600 内訳 開 渠 L=177.615m 分 水 工 1箇所
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。
第 3 章 施工条件	
1. 工程制限	1号分木工工事は、かんがい期間のため令和7年10月7日以降でなければ分木工の工事着手ができない。また、かんがい期間のため令和8年4月23日までに工事を完成させなければならない。
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等14日/月を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。
3. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、大型連休(5月3日～5月11日)、夏季休暇(8月12日～8月15日)、年末年始休暇(12月29日～1月3日)。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施に取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
4. 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時から午前8時まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
5. 現場技術員	本工事は、共通仕様書(施)第1章1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

項 目	内 容										
第4章 現場条件											
1. 土質	本工事の1号分土工の土質は、礫混じり砂質シルトを想定している。										
2. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 令和5年度三方原用水二期農業水利事業 水管理施設整備工事(工期 令和6年2月19日～令和8年3月9日) 令和7年度三方原用水二期農業水利事業 導水幹線水路改修工事(分土工バルブ設備)【仮称】(工期 令和7年9月～令和8年3月) 令和7年度三方原用水二期農業水利事業 導水幹線水路1号トンネル補修その他工事(工期 令和7年8月～令和8年12月)										
3. 第三者に対する措置											
(1) 騒音及び振動対策	騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告し、対策について協議するものとする。										
(2)保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者)であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。										
	<table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導 警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr><tr><td>森林公園第5・6駐車場(工事車両進入路)</td><td>1名/日</td><td>誘導員B 1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr></table>	配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	森林公園第5・6駐車場(工事車両進入路)	1名/日	誘導員B 1名	昼間	無
配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無							
森林公園第5・6駐車場(工事車両進入路)	1名/日	誘導員B 1名	昼間	無							
(3)交通対策	1号分土工直近に架かる水路橋の重量制限はT-14である。										
第5章 指定仮設											
1. 土取場、建設発生土受入地	1) 土取場は、図面に示す箇所とし、その名称、採取予定量は次のとおりである。										
(1) 土取場	<table><tr><th>名 称</th><th>地 先 名</th><th>採 取 量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>埋戻し土取場</td><td>浜松市天竜区青谷(5号開渠地点)</td><td>約40m3</td><td></td></tr></table> 2) 本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。	名 称	地 先 名	採 取 量	摘 要	埋戻し土取場	浜松市天竜区青谷(5号開渠地点)	約40m3			
名 称	地 先 名	採 取 量	摘 要								
埋戻し土取場	浜松市天竜区青谷(5号開渠地点)	約40m3									

項 目	内 容																														
2)仮置き土	1)掘削土の仮置き場所は、図面に示す箇所とし、その名称、土量は次のとおりである。 <table><tr><th>名 称</th><th>地 先 名</th><th>土 量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>仮置き土置場</td><td>浜松市浜名区尾野(5号トンネル出口)</td><td>約150m3</td><td></td></tr></table>	名 称	地 先 名	土 量	摘 要	仮置き土置場	浜松市浜名区尾野(5号トンネル出口)	約150m3																							
名 称	地 先 名	土 量	摘 要																												
仮置き土置場	浜松市浜名区尾野(5号トンネル出口)	約150m3																													
2. 仮設橋梁	1号分土工侵入の横断部は、図面に基づき仮設橋梁を設置しなければならない。 また、一般通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理をしなければならない。 仮設橋梁は、次により設置しなければならない。 <table><tr><th>名称</th><th>幅 員</th><th>自動車荷重</th><th>備 考</th></tr><tr><td>1号分土工</td><td>12.4m</td><td>T-25</td><td></td></tr><tr><td>5号トンネル出口</td><td>12.0m</td><td>T-20</td><td></td></tr></table> 5号トンネル出口の仮設橋梁は過年度工事で使用した物が存地しているため覆工板(T-20)以外を支給品として取り扱う。	名称	幅 員	自動車荷重	備 考	1号分土工	12.4m	T-25		5号トンネル出口	12.0m	T-20																			
名称	幅 員	自動車荷重	備 考																												
1号分土工	12.4m	T-25																													
5号トンネル出口	12.0m	T-20																													
3. 水替工	1号分土工工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。 鋼矢板設置内：Qmax=12m3/h																														
4. 土留工	図面に基づき切梁式鋼矢板土留工を施工するものとする。 打込みは、圧入工法で計画しているが、地質その他施工条件等により、変更する場合は、監督職員と協議するものとする。 支給する材料は、次のとおりである。																														
第6章 支給材料																															
1. 支給材料	<table><tr><th>品 名</th><th>規 格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>コンクリート蓋</td><td>B3970×L1000×t155</td><td>枚</td><td>14</td><td>受け材1式を含む レジン蓋固定金具一式を含む(中間部材を除く)</td></tr><tr><td>コンクリート蓋</td><td>B3930×L1000×t155</td><td>枚</td><td>29</td><td>受け材1式を含む レジン蓋固定金具一式を含む(中間部材を除く)</td></tr><tr><td>H鋼</td><td>H350</td><td>t</td><td>8.51</td><td>5号トンネル出口</td></tr><tr><td>H鋼</td><td>H300</td><td>t</td><td>1.95</td><td>5号トンネル出口</td></tr><tr><td>ズレ止め</td><td>[200</td><td>t</td><td>1.05</td><td>5号トンネル出口</td></tr></table>	品 名	規 格	単位	数量	備 考	コンクリート蓋	B3970×L1000×t155	枚	14	受け材1式を含む レジン蓋固定金具一式を含む(中間部材を除く)	コンクリート蓋	B3930×L1000×t155	枚	29	受け材1式を含む レジン蓋固定金具一式を含む(中間部材を除く)	H鋼	H350	t	8.51	5号トンネル出口	H鋼	H300	t	1.95	5号トンネル出口	ズレ止め	[200	t	1.05	5号トンネル出口
品 名	規 格	単位	数量	備 考																											
コンクリート蓋	B3970×L1000×t155	枚	14	受け材1式を含む レジン蓋固定金具一式を含む(中間部材を除く)																											
コンクリート蓋	B3930×L1000×t155	枚	29	受け材1式を含む レジン蓋固定金具一式を含む(中間部材を除く)																											
H鋼	H350	t	8.51	5号トンネル出口																											
H鋼	H300	t	1.95	5号トンネル出口																											
ズレ止め	[200	t	1.05	5号トンネル出口																											
2. 引渡し場所	浜松市中央区三幸町地内																														
3. 引渡し時期	監督職員と打合せのうえ決定するものとする。																														
4. 引渡し方法	引渡し時には監督職員が立会のうえ、事前に損傷の箇所等について確認するものとする。 引渡し及び引渡し場所から浜松市尾野地内(工事現場)までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。																														
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。																														

項 目	内 容						
第8章 工事用材料 1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。						
	【1号分水工】						
	・分水樹特殊スラブ						
	重量	4,400kg/枚以下					
	上載荷重	3KN/m2以上					
	・ダクタイル鋳鉄管 DB種 JDPA G1027 K形						
	・再生碎石						
	RC-40 JIS A 5001に準拠						
	・RPCA-全国ボックスカルバート協会型 RC型 T-245 (凹凸フラット)						
	・コンクリート						
	コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。						
	種 類	呼び強度 (N/mm2)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用 目的
	鉄筋 コンクリート	21	12	20or25	60以下	BB	底板 コン クリ ート
	無筋 コンクリート (一 般 構 造 物)	18	8	40	65以下	BB	基礎 コン クリ ート
	無筋 コンクリート (均しコンクリ ート)	18	8	40	65以下	BB	均し コン クリ ート
【6号開渠】							
・コンクリート蓋							
重量	1,010kg/枚以下						
上載荷重	3KN/m2以上						
軸力	13KN/枚以上						
・レジンコンクリート蓋							
重量	88kg/枚(3.97m/0.6m)以下						
上載荷重	3KN/m2						
たわみ	1/200以下						
・コンクリート蓋、レジンコンクリート蓋固定用金具							
材質：SS400							
塗装：溶接亜鉛メッキHDZT77 JIS H 8641							
・無収縮モルタル							
30N/mm2							

項 目	内 容																						
2. 見本又は資料提出	主要材用及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>鉄筋</td><td>ミルシート、試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>配合報告書</td></tr><tr><td>ボルト・ナット</td><td>試験成績書、見本、カタログなど</td></tr><tr><td>管材類</td><td>試験成績書、製作承認書</td></tr><tr><td>鋼材類</td><td>試験成績書(ミルシート)</td></tr><tr><td>ボックスカルバート</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>分水樹特殊スラブ</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>MC ホール</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート蓋</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>レジンコンクリート蓋</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	鉄筋	ミルシート、試験成績書	コンクリート	配合報告書	ボルト・ナット	試験成績書、見本、カタログなど	管材類	試験成績書、製作承認書	鋼材類	試験成績書(ミルシート)	ボックスカルバート	カタログ、試験成績書	分水樹特殊スラブ	カタログ、試験成績書	MC ホール	カタログ、試験成績書	コンクリート蓋	カタログ、試験成績書	レジンコンクリート蓋	カタログ、試験成績書
材 料 名	提 出 物																						
鉄筋	ミルシート、試験成績書																						
コンクリート	配合報告書																						
ボルト・ナット	試験成績書、見本、カタログなど																						
管材類	試験成績書、製作承認書																						
鋼材類	試験成績書(ミルシート)																						
ボックスカルバート	カタログ、試験成績書																						
分水樹特殊スラブ	カタログ、試験成績書																						
MC ホール	カタログ、試験成績書																						
コンクリート蓋	カタログ、試験成績書																						
レジンコンクリート蓋	カタログ、試験成績書																						
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr><tr><td>コンクリート蓋</td><td>外観、寸法</td><td>抽出</td></tr><tr><td>レジンコンクリート蓋</td><td>外観、寸法</td><td>抽出</td></tr></table>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	コンクリート蓋	外観、寸法	抽出	レジンコンクリート蓋	外観、寸法	抽出													
材 料 名	検査・試験項目	備 考																					
コンクリート蓋	外観、寸法	抽出																					
レジンコンクリート蓋	外観、寸法	抽出																					
4. 資材の調達	なお、その他の材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。 次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 <table><tr><th>資材名</th><th>調達地域</th></tr><tr><td>仮設材(敷鉄板)</td><td>静岡県浜松市</td></tr><tr><td>仮設材(鋼矢板 3 型)</td><td>愛知県豊橋市</td></tr><tr><td>仮設材(H型)</td><td>静岡県焼津市</td></tr><tr><td>仮設材(覆工板)</td><td>愛知県半田市</td></tr></table>	資材名	調達地域	仮設材(敷鉄板)	静岡県浜松市	仮設材(鋼矢板 3 型)	愛知県豊橋市	仮設材(H型)	静岡県焼津市	仮設材(覆工板)	愛知県半田市												
資材名	調達地域																						
仮設材(敷鉄板)	静岡県浜松市																						
仮設材(鋼矢板 3 型)	愛知県豊橋市																						
仮設材(H型)	静岡県焼津市																						
仮設材(覆工板)	愛知県半田市																						
第9章 施工																							
1. 一般事項																							
(1) 基準点	本工事の基準点及び水準点は、図面「平面図、平面縦断図」に示す H26-5 (EL=92.261m)、H26-6 (EL=92.041m)、を使用しなければならない。																						
(2) 検側又は確認(施工段階確認)	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。																						
(3) 既設構造物に対する処置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告し確認を得なければならない。																						

項 目	内 容																																													
(4) 設計図書等について	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告し充足するものとする。																																													
	<table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認対象</th><th>備 考</th></tr><tr><td>立木伐採</td><td>伐採範囲、伐採本数</td><td>1号分水工施工開始段階</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>掘削</td><td>床付け状況、基準高</td><td>初期床付け完了段階</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>砕石基礎、均しコンクリート</td><td>幅、厚さ、高さ</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>管水路基礎</td><td>高さ、幅</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>管水路</td><td>基準高</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>蓋板設置工</td><td>設置状況、設置間隔</td><td>6号開渠の初期施工段階で1箇所</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>指定仮設(共通事項)</td><td>高さ、幅、長さ、深さ等</td><td>設置完了時点で各工種代表1箇所</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>指定仮設(土留工)</td><td>延長、規格、間隔</td><td>設置完了時点で1箇所</td><td>○</td><td></td></tr></table>	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備 考	立木伐採	伐採範囲、伐採本数	1号分水工施工開始段階	○		掘削	床付け状況、基準高	初期床付け完了段階	○		砕石基礎、均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	○		管水路基礎	高さ、幅	初期施工段階で1箇所	○		管水路	基準高	初期施工段階で1箇所	○		蓋板設置工	設置状況、設置間隔	6号開渠の初期施工段階で1箇所	○		指定仮設(共通事項)	高さ、幅、長さ、深さ等	設置完了時点で各工種代表1箇所	○		指定仮設(土留工)	延長、規格、間隔	設置完了時点で1箇所	○	
	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備 考																																									
	立木伐採	伐採範囲、伐採本数	1号分水工施工開始段階	○																																										
	掘削	床付け状況、基準高	初期床付け完了段階	○																																										
	砕石基礎、均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	○																																										
	管水路基礎	高さ、幅	初期施工段階で1箇所	○																																										
	管水路	基準高	初期施工段階で1箇所	○																																										
	蓋板設置工	設置状況、設置間隔	6号開渠の初期施工段階で1箇所	○																																										
	指定仮設(共通事項)	高さ、幅、長さ、深さ等	設置完了時点で各工種代表1箇所	○																																										
指定仮設(土留工)	延長、規格、間隔	設置完了時点で1箇所	○																																											
2. 再生資源等の利用	1)再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。																																													
	<table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>使用箇所 分水桝、放流桝、管基礎</td></tr></table>	資材名	規格	備考	再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所 分水桝、放流桝、管基礎																																							
	資材名	規格	備考																																											
再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所 分水桝、放流桝、管基礎																																												
2)建設発生土の利用 埋戻しで不足する土砂は、過年度工事の建設発生土を利用しなければならない。採取場所は契約後、監督職員より別途指示する。																																														

項 目	内 容																									
3. 建設資材廃棄物等の搬出	建設資材廃棄物等の搬出 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材 廃 棄 物</th><th>処 理 施設名</th><th>住所</th><th>受け入れ 時 間</th><th>事業区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート殻 (有筋)</td><td>とやま建 材(株)リ サイクル プラント</td><td>浜松市浜名 区灰ノ木亀 坂 232-9</td><td>8:00 ～ 17:00</td><td>中間処理</td></tr> <tr> <td>コンクリート殻 (無筋)</td><td>浜北碎石 (株)工場</td><td>浜松市浜名 区四大地 2- 70</td><td>8:00 ～ 17:00</td><td>中間処理</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>(株)アー シス</td><td>浜松市中央 区 坪 井 町 1559-26</td><td>8:30 ～ 16:30</td><td>中間処理</td></tr> <tr> <td>廃木材(松板)</td><td>(株)中野町 チ ッ プ 伊佐地工 場</td><td>浜松市中央 区伊左地町 3005-4</td><td>8:00 ～ 17:00</td><td>中間処理</td></tr> </tbody> </table>	建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分	コンクリート殻 (有筋)	とやま建 材(株)リ サイクル プラント	浜松市浜名 区灰ノ木亀 坂 232-9	8:00 ～ 17:00	中間処理	コンクリート殻 (無筋)	浜北碎石 (株)工場	浜松市浜名 区四大地 2- 70	8:00 ～ 17:00	中間処理	廃プラスチック	(株)アー シス	浜松市中央 区 坪 井 町 1559-26	8:30 ～ 16:30	中間処理	廃木材(松板)	(株)中野町 チ ッ プ 伊佐地工 場	浜松市中央 区伊左地町 3005-4	8:00 ～ 17:00	中間処理
建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分																						
コンクリート殻 (有筋)	とやま建 材(株)リ サイクル プラント	浜松市浜名 区灰ノ木亀 坂 232-9	8:00 ～ 17:00	中間処理																						
コンクリート殻 (無筋)	浜北碎石 (株)工場	浜松市浜名 区四大地 2- 70	8:00 ～ 17:00	中間処理																						
廃プラスチック	(株)アー シス	浜松市中央 区 坪 井 町 1559-26	8:30 ～ 16:30	中間処理																						
廃木材(松板)	(株)中野町 チ ッ プ 伊佐地工 場	浜松市中央 区伊左地町 3005-4	8:00 ～ 17:00	中間処理																						
4. 特定建設資材の 分解解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>工 程</th><th>作 業 内 容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table>		工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用					
	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																							
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用																							
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用																							
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用																							
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用																							
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用																							
5. 土工																										

項 目	内 容																	
(1)伐開工	1) 伐開区分は、伐開Ⅱとする。 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="5">種類</th></tr><tr><th>草類</th><th>笹竹類</th><th>倒木又は大石類</th><th>古根株</th><th>樹木</th></tr><tr><td>伐開Ⅱ</td><td>根よりすきとる</td><td>同左</td><td>除去</td><td>伐根除去</td><td>同左</td></tr></table>	区分	種類					草類	笹竹類	倒木又は大石類	古根株	樹木	伐開Ⅱ	根よりすきとる	同左	除去	伐根除去	同左
区分	種類																	
	草類	笹竹類	倒木又は大石類	古根株	樹木													
伐開Ⅱ	根よりすきとる	同左	除去	伐根除去	同左													
(2)掘削	2) 伐開は、図面に示す範囲とするが、工事施工範囲上支障がある場合は、別途、監督職職員と協議する。 1) 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用する。 2) 掘削にあたっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又はそのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。 4) 床堀の施工については、基礎付近を緩めないように行うものとする。																	
(3)埋戻し及び盛土	1) 埋戻し及び盛土は現地発生土を使用することとするが、埋戻し土として適さない場合は監督職員と協議するものとする。 2) 締固め方法 ① 管頂上 60cm までの埋戻しは、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるように管の左右均等にまき出し、管に損傷を与えないよう 1.1t 以下（管頂 30cm まではコンパクタ・ランマ等）の締固め機械により、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。 ② 管頂上 60cm 以上の埋戻しは、前項と同様のまき出しとし、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。 (1) 砕石基礎工 1) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げなければならない。 2) 基礎材は、第 8 章 1（2）に示す材料と同等品以上の材料を使用しなければならない。 3) 基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが 20cm 程度になるようにまき出し、締固め度 85%以上となるよう締固めなければならない。 なお、管側部の締固めはコンパクタ又はタンパにより行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。 また、締固め転圧時に 40mm 以上の粒径が直接管体に触れて集中荷重（点支持）にならないように配慮しなければならない。 4) 管外面を締固め機械で直接打撃してはならない。締固め機械又は基礎材で管外面に損傷を与えないよう、十分、留意して施工しなければならない。 5) 管上 10cm までは異物を混入させないこと。																	
6. 管体工																		
(1)ダクタイル鋳鉄管	1)塗覆装 モルタルライニング及び塗装 直管の内面は、JIS A 5314（ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング）によりモルタルライニングをしなければならない。																	

項 目	内 容
	2) 接合部品 管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) の附属書 (ダクタイル鋳鉄管用接合部品) による。 3) ダクタイル鋳鉄異形管 呼び径 600mm 45° 異形曲管 (両受) FCD t=16mm 内面 エポキシ樹脂粉体塗装 4) 切管 切管の長さは、甲切管790mm以上、乙切管700mm以上とする。
(2) 埋設表示テープ	埋設管の位置を表示するため、管センター上 60cm (浅埋設の場合は 30cm) の位置に埋設表示テープ (w=150mm ダブル 黄色) を設置するものとする。
(3) 通気管	1) 規格・塗装 SGP80A SS400 溶融亜鉛めっき
7. 附帯工	ネットフェンスは、図面に示す区間について施工するが、現地に合致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。
8. 柵設置工	分水柵、放流柵については 25t ラフテレーンクレーンによる据付を想定している。
9. フランジアアダプター布設	フランジアアダプターのフランジ形は RF 形とする。据付機器はバックホウ山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³) を想定している。
10. コンクリート切断	HP管の切断はワイヤーソー、擁壁の切断はウォールソーを想定している。
11. 伐採、除根	1 号分水工施工に支障となる木々は伐採・除根する。伐採に伴い周辺の構造物へ注意する。伐採した樹木は森林公園で灰にすることで有効活用を行っているため、直径5cm以上の木々を長さ約90cmに揃えて、通行の支障がない管理道のわきに置くこととする。
12. 開渠補強工	6 号開渠の耐震補強蓋の設置は、周辺の木々等に注意しながら施工する。C区間については25tラフテレーンクレーンにより耐震補強蓋の設置を想定している。
13. 見積施工歩掛実態調査	上記 8～12 の作業について見積施工歩掛実態調査を実施し、監督職員に報告するものとする。なお、様式等については別途指示する。
第 10 章 施工管理	
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 10 に規定する (1) 又は (3) の資格を有するものでなければならない。
2. 施工管理の追加項目	この工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」(以下「施工管理基準」) によるものとする。なお、これに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承認を得るものとする。

項 目	内 容
3. 工事写真における黒板情報の電子化について	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 （２）機器等の導入 １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 （３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 （５）費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

項 目	内 容
4. 工事現場等における遠隔確認について 第 11 章 天災その他不可抗力	(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。 (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する試行要領」によるものとする。 (3) 受注者は、本工事において施工状況を確認するためにウェアラブルカメラ等による撮影を行っていることを施工現場に掲示して周辺住民等の理解につとめなければならない。 (4) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、これに協力しなければならない。 (5) 本試行にかかる費用は一括計上価格に計上する。 天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。

項 目	内 容
第 12 章 条件変更 の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 断水期間に変更が生じた場合。 (2) 工事期間中に工事目的物を使用したことによって受注者に損害を及ぼした場合。 (3) 施工方法等が変更となった場合。 (4) 既設水路に補修等が必要となった場合。 (5) コンクリート工の養生対策が必要になった場合。 (6) 排水量に著しい変更が生じ、水替え工法の変更が生じた場合。 (7) 新たに水替工が必要となった場合。 (8) 上流からの送水、または下流への通水に係る新たな対応が必要となった場合。 (9) 振動・騒音調査が必要となった場合。 (10) 防音・防振・防塵対策及び濁水処理が新たに必要となった場合。 (11) 花川用水分水工の流量計室に変更が生じた場合。 (12) 現場発生材の処理方法に変更が生じた場合。 (13) 関係機関との協議により、第 4 章 3. 第三者に対する措置に変更が生じた場合。 (14) 第 5 章の指定仮設に変更及び追加が生じた場合。 (15) 新たな産業廃棄物処理が必要となった場合。 (16) 現場搬入路及び工事用道路として使用する道路等が、正常な運行によって破損し、これを修復する必要が生じた場合。 (17) 交通誘導警備員の配置計画に変更が生じた場合。 (18) 工事用地の変更及びそれに伴う変更が生じた場合。 (19) 現場搬入路及び資材置き場に障害物が確認され、移設等が必要になった場合。 (20) 関係機関または第三者との協議により変更が生じた場合。 (21) 資材調達において、遠隔地からの調達が必要となった場合。 (22) 歩掛調査等の追加が生じた場合。 (23) 工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量について変更が生じた場合。 (24) 関連工事に変更が生じた場合。 (25) 立木伐採に関するもの (26) 遠隔確認の試行を行う場合 (27) その他精査により変更が生じた場合。 (28) その他、監督職員が必要と認めた場合。
第 13 章 その他 1. 契約後 VE 提案	1) 定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

項 目	内 容
	2) VE提案の意義及び範囲 ① VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE提案書の提出 ① 受注者は、2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

項 目	内 容
2. 入札後契約前 VE 提案	4) VE提案の適否等 ① 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6－5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下、「VE管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。 VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 5) VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。 6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。 工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前VE管理費については原則として変更はしないものとする。 ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

項 目	内 容
3. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部
4. 配置予定監理技術者等の専任期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事などが開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。
5. ワンデーレスポンス実施に関する事項	「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。 ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。
6. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 （1）工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 （2）工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。 （3）設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

項 目	内 容
7. 現場環境の改善 試行	(4) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。 (5) 建設コンサルタントの出席 上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 (6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。 本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 (1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 様式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鏡と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

項 目	内 容
8. 現場環境改善費	(2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 (3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。 (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。 ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。 詳細については、監督職員と協議実施する。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。 (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

項	目	内	容
		計上項目	実施する内容（率計上分）
		仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
		営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
		安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
		地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
9．週休2日制工事の試行		（1）本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 （2）週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。（注）余裕期間については、余裕期間設定工事の場合に記載する。	

項	目	内	容												
		② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ① 補正係数 <table><tr><td></td><td>週単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)</td><td>月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費(率分)</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr><tr><td>現場管理費(率分)</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr></table>			週単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)	労務費	1.02	1.02	共通仮設費(率分)	1.05	1.04	現場管理費(率分)	1.06	1.05
	週単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)													
労務費	1.02	1.02													
共通仮設費(率分)	1.05	1.04													
現場管理費(率分)	1.06	1.05													
		② 補正方法 当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。													

項 目	内 容													
	(6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th>補正係数</th></tr><tr><th>月単位</th></tr><tr><td>鉄筋工</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td>排水構造物</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td>構造物取壊し</td><td>機械</td><td>1.01</td></tr></table>	名称	区分	補正係数	月単位	鉄筋工		1.02	排水構造物		1.02	構造物取壊し	機械	1.01
名称	区分			補正係数										
		月単位												
鉄筋工		1.02												
排水構造物		1.02												
構造物取壊し	機械	1.01												
10. 週休 2 日制の促進	(1) 本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」）の発行を行う工事である。													
11. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。 契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、契約締結後、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式 1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式 2」という。）を作成するとともに、様式 2 に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式 1 に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。													
12. 1 日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における 1 日未満で完了する作業の積算（以下、「1 日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。													

項 目	内 容
13. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 6) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第22章12の箇所とする。 （1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 （2）発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 （3）受注者は、（2）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 （4）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 （5）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 （6）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「（4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。 （7）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 （8）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
14. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記別紙様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている341日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

項 目	内 容
15. CORINS への登録	工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。 また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和8年5月29日（工事完了期限日）まで
16. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。 (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 ア 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 イ 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ウ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$ ※ 補正係数：1.2
17. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

項 目	内 容
18. 部分払いについて	本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。
19. 有価物の売払いについて 第 14 章 定めなき事項	本工事で発生するダクトイル鋳鉄管の残管やネットフェンス等の金属くずの集積場所は別途監督職員から通知する。 この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所長 様

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

実績変更対象費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	
	小 計			
	現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小 計				
合 計				

様式 2

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、施工室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小 計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						